# サイバーセキュリティ関係施策に関する平成28年度予算重点化方針

（平成２７年８月２０日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

本方針は、サイバーセキュリティ基本法（以下「基本法」という。）第25条第１項第４号に基づき、サイバーセキュリティ関連予算に関する平成28年度の概算要求に向けた重点化の考え方を示すものである。

本方針を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は、各府省の概算要求が本方針を踏まえたものとなるようその内容を確認し、必要な措置を講じるものとする。

なお、特に政府機関におけるサイバーセキュリティ関連予算は効率的なIT投資関連予算と密接に関連していることを踏まえ、内閣情報通信政策監と随時連携を図るものとする。

## １　基本的考え方

サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、サイバーセキュリティの強化は国を挙げて取り組むべき最重要課題の一つである。サイバーセキュリティの確保は、国民生活・社会経済活動に密接な関係を持つとともに、国の安全保障・危機管理の観点からも極めて重要である。

このため、基本法第25条第１項第１号に基づくサイバーセキュリティ戦略（以下「戦略」という。）に従い、所要の施策を速やかに展開する必要がある。その際、サイバーセキュリティ政策全体を俯瞰し、特に重点を置くべき施策として、重点化を図るべき３分野を「重点化を図るべき分野」として２に示す。なお、関連施策のうち「日本再興戦略」改訂2015に盛り込まれた内容について特に留意するものとする。

## ２　重点化を図るべき分野

上記１の基本方針を踏まえ、戦略に定める「目標達成のための施策」に掲げる政策領域ごとに以下に留意した概算要求を行うものとする。

(1)　経済社会の活力の向上及び持続的発展（IoTセキュリティの確保等）

①　IoTシステムのセキュリティ確保のための施策については、関係府省及び産学官の連携を基本とし、関係主体の役割分担を明確化するものであること。

②　上記に係る実証実験等については、既存の取り組みの成果の活用、検証すべき課題の明確化、実現すべき成果の社会的還元の道筋等が明確であり、社会的還元の実現のために必要かつ適切な手段が選択されていること。

③　「世界最先端IT国家創造宣言」等に盛り込まれたIT利活用等を目指す施策についても、セキュリティ確保を前提とするセキュリティバイデザインの考え方が前提条件として盛り込まれていること。

(2)　国民が安全で安心して暮らせる社会の実現（政府機関対策の強化）

①　政府機関の防御能力の向上を実現することを目的に、各府省におけるセキュリティ対策と内閣官房（NISC）における横断的対策の有機的連携を推進するため、各府省の情報システムに係るセキュリティ関連施策については、以下の点を踏まえたものであること。

ⅰ）各府省の情報システムに係るセキュリティ対策関連施策については、統一基準に基づくリスク評価及び多重防御対策を計画的に進めるとともに、大量の個人情報等の重要情報を取り扱う情報システムのインターネット等からの分離、情報システムの集約化に合わせたインターネット接続口の早急な集約化等に向けたロードマップを計画的に推進するための施策であること。

ⅱ）サイバー脅威の急速な深刻化に対応するため、重大インシデントが発生した場合の事案解明や対処のための措置（対処機関の能力強化を含む。）を講じるための予算が確保されていること。

ⅲ）上記の他、インシデントの未然防止、被害の発生・拡大の防止、被害の低減を含む、攻撃を前提とした情報システムの防御力やサイバー犯罪対策の強化に向けた所要の施策であること。

②　内閣官房における対策として、GSOCシステムの検知・解析能力の強化、監視・監査・原因究明に係る対象範囲の拡大に伴う所要の経費について、受益者負担原則を踏まえ適正な施策となっていること。

③　マイナンバー制度に係るセキュリティ対策経費について、関係府省の重複を排除しつつ適切かつ効果的な施策となっていること。

(3)　横断的施策（人材育成等）

①　サイバーセキュリティ分野における人材不足が極めて深刻であり、かつ喫緊の課題であることに鑑み、セキュリティ人材育成関連施策については、関係府省の役割分担を明確にしつつ、人材育成のための共通的基盤作りに向けた効率的な施策となっていること。その際、セキュリティ人材の育成は産学官の連携が特に求められる課題であることから、十分な連携体制が構築されていることが前提条件となる。

②　サイバーセキュリティ関連の研究開発関連施策については、総合科学技術・イノベーション会議の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の枠組み等により推進するとともに、サイバー攻撃の検知・防御能力の向上、サイバーセキュリティと他分野の融合領域の研究、サイバーセキュリティのコア技術の保持等を重視した施策であること。

3　留意事項

上記２(2)の政府機関の防御能力の向上については、監視等の機能強化に係る所要の法律改正の検討状況を踏まえつつ成案を得るとともに、各府省における所要の施策に係る追加的に必要な経費等については、業務・システム改革その他の施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向けることとする。